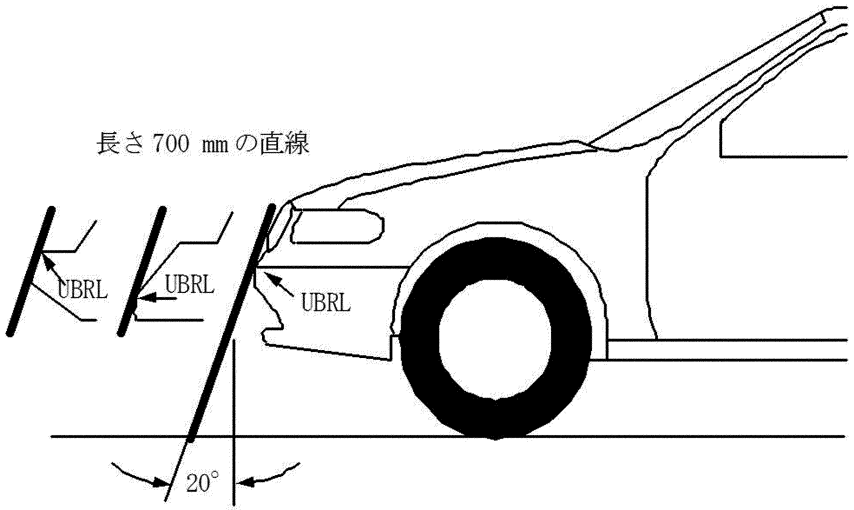
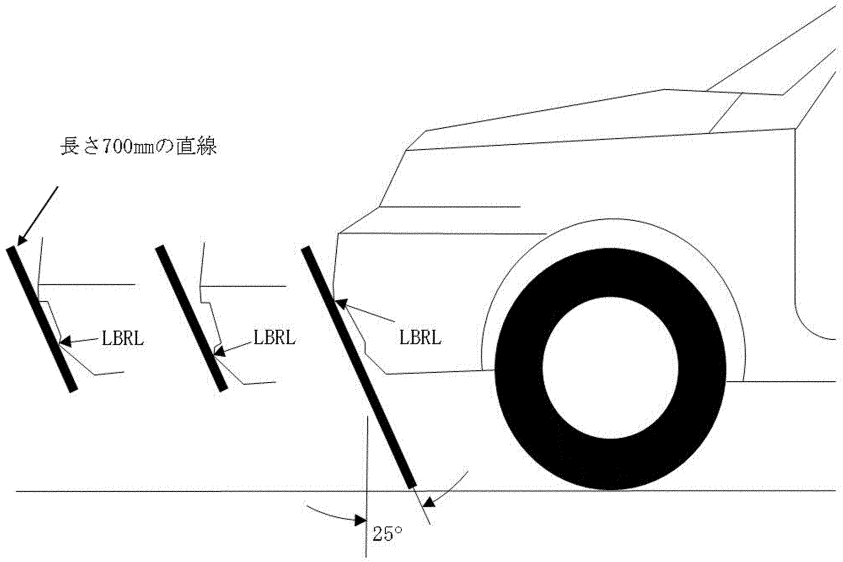
図７　バンパ上部基準線（ＵＢＲＬ）



2.20.　「バンパ下部基準線」とは、歩行者がバンパと接触する点の下限を表し、700㎜の長さの直線を車両中心線と直交する鉛直面と平行な鉛直線から車両前方へ25°傾け、地面とバンパ表面に接触させながら車両前面を左右に移動させたときの直線とバンパとの最も低い接点の軌跡をいう（図８参照）。

図８　バンパ下部基準線（ＬＢＲＬ）



2.21.　「バンパ下部高」とは、別紙１に規定する試験自動車の状態にされた車両のバンパ下部基準線と地表基準面間の垂直距離をいう。

2.22.　「バンパ試験領域」とは、左右のバンパコーナーから車両外面に沿ってそれぞれ車両中心線に向かってそれぞれ66㎜移動した点を通る鉛直線並びにバンパ上部基準線及びバンパ下部基準線に囲まれるバンパ前面の領域をいう。

2.23.　「下部脚部インパクタ」とは、歩行者の大腿部、膝及び脛部を模擬したインパクタであり、次のものをいう。

2.23.1.　「Ｅ-ＰＬＩ」とは、別紙２の図３に示す構造を有する下部脚部インパクタをいう。

2.23.2.　「Flex-ＰＬＩ」とは、別紙２の図４に示す構造を有する下部脚部インパクタをいう。

2.24.　「上部脚部インパクタ」とは、歩行者の大腿部を模擬したインパクタであり、別紙２の図９に示す構造を有するものをいう。

3.　要件

3.1.　頭部インパクタ試験

3.1.1.　子供及び大人頭部インパクタ試験

別紙１の試験条件に従って設置された試験自動車を用い、別紙３の1.から3.に基づく試験を行ったときのＨＩＣは、ボンネット上面試験領域の２／３以上で1,000を超えてはならない。また、その他の試験領域でのＨＩＣは両頭部インパクタとも1,700を超えてはならない。

子供頭部インパクタ試験領域しかない車両においては、ＨＩＣは、試験領域の２／３以上で1,000を超えてはならない。また、その他の領域では、ＨＩＣは1,700を超えてはならない。

3.1.2.　子供頭部インパクタ試験

別紙１の試験条件に従って設置された試験自動車を用い、別紙３の1.及び2.に基づく試験を行ったときのＨＩＣは、子供頭部インパクタ試験領域の半分以上で1,000を超えてはならない。また、その他の試験領域では、ＨＩＣは1,700を超えてはならない。

3.1.3.　頭部インパクタは別紙４の1.に従って検定する。

3.2.　脚部インパクタ試験

測定点におけるバンパ下部高が425㎜未満となる車両には3.2.1.の要件を適用する。この場合において、3.2.1.に規定する下部脚部インパクタ試験に用いる脚部インパクタはＥ-ＰＬＩ又はFlex-ＰＬＩのいずれかでもよい。

測定点におけるバンパ下部高が425㎜以上500㎜未満となる車両には3.2.1.又は3.2.2.のいずれかの要件を適用するものとする。この場合において、3.2.1.に規定する下部脚部インパクタ試験に用いる脚部インパクタはＥ-ＰＬＩ又はFlex-ＰＬＩのいずれかでもよい。

測定点におけるバンパ下部高が500㎜以上となる車両には3.2.2.の要件を適用するものとする。

3.2.1.　下部脚部インパクタ試験

3.2.1.1.　Ｅ-ＰＬＩ試験

別紙１の試験条件に従って設置された試験自動車及び別紙４の2.1.に従って検定されたＥ-ＰＬＩを用い、別紙３の4.に基づく試験を行ったときの膝の最大曲げ角度は19°を超えてはならない。また、膝の最大せん断変位は6.0㎜を超えてはならないものとし、脛骨の上縁部において測定される加速度は1,670m／s^2（170Ｇ）を超えてはならないものとする。なお、自動車製作者等は、合計で最大264㎜までの範囲で、Ｅ-ＰＬＩの脛骨の上縁部で測定される加速度が2,450m／s^2（250Ｇ）を超えてはならないバンパ試験の幅を指定することができる。